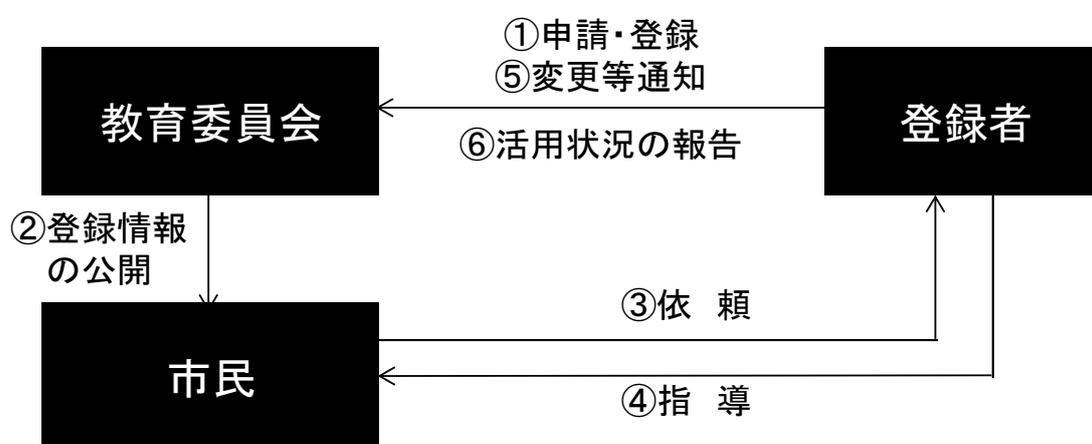


## 釧路市生涯学習人材バンク実施要領

### 1. 目的

豊富な知識や技術を持つ方々に生涯学習人材バンク登録をしていただき、地域の様々な学習の場で、市民からの要請に応じ、文化・スポーツ活動等の指導者として活動してもらうことで、市民の生涯学習活動がより活性化することを目的とする。

### 2. システム



#### ①申請・登録

登録を希望される方は、「生涯学習人材バンク登録票」に必要事項を記入し、個人情報登録・公開されることに同意した上で、教育委員会に提出する。

教育委員会は提出された「生涯学習人材バンク登録票」の内容を精査し、必要に応じて活動実績のわかる資料等の提出を求めることで登録の可否を判断する。

#### ②登録情報の公開

「生涯学習人材バンク登録票」の記載内容をもとに、「釧路市生涯学習ハンドブック」や釧路市ホームページ等において公開する。

#### ③依頼

市民が生涯学習人材バンク登録者から指導を受ける場合は、登録者に直接依頼を行う。

#### ④指導

市民から依頼を受けた生涯学習人材バンク登録者は、依頼者と内容や条件について確認し、相互が了承した上で指導を行う。

⑤変更等通知

生涯学習人材バンクに登録した内容に変更等が生じた場合は、速やかにその内容を教育委員会に通知する。

⑥活用状況の報告

生涯学習人材バンクの活用状況について、教育委員会から報告を求められた登録者は、教育委員会が指定する期日までに報告する。

3. その他

「生涯学習人材バンク登録票」の提出は原則として教育委員会窓口への持参とする。窓口にお越しいただけないなどの特別な事情がある場合は、教育委員会担当者に相談していただくこととする。

なお、この実施要領に定めるもののほか、必要な事項については、教育委員会が別に定めるものとする。

附 則

この要領は、令和2年5月15日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年7月28日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月21日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年4月26日から施行する。